

阿賀野市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月4日

阿賀野市長 加 藤 博 幸

阿賀野市規則第29号

阿賀野市財務規則の一部を改正する規則

阿賀野市財務規則(平成16年阿賀野市規則第55号)の一部を次のように改正する。

第132条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 インターネットを利用して公有財産及び物品の売払いを行う事務の手続（以下「公有財産売却システム」という。）による一般競争入札を行う場合の契約保証金は、予定価格の100分の5以上とし、入札保証金をもって充当することができる。

第145条第2項に次のただし書を加える。

ただし、公有財産売却システムによる競争入札の場合において、入札者がクレジットカードにより入札保証金を納付するときは、この限りでない。

第145条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、公有財産売却システムによる一般競争入札にあっては、当該一般競争入札に参加しようとする者は、当該入札に係る予定価格の100分の5以上に相当する金額の入札保証金を納付しなければならない。この場合において、入札保証金に代えることができる担保は、第195条第1項に規定する有価証券等とする。

第148条第2項に次のただし書を加える。

ただし、公有財産売却システムによる入札の場合は、この限りでない。

第151条に次の1項を加える。

- 4 第2項の規定にかかわらず、公有財産売却システムによる入札の場合は、入札書に代えて当該システムに必要事項を登録させることにより行うことができる。

第151条の次に次の1条を加える。

（電子入札）

- 第151条の2 予算執行職員は、前条の規定にかかわらず、電子情報処理組織（市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行わせることができる。この場合において、電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）に参加する者は、前条に規定する入札書の提出に

代えて、当該電子入札に参加する者の使用に係る電子計算機から入札金額その他必要な事項を入力して、同条第2項に規定する指定の日時まで、市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することにより、入札しなければならない。

第154条第1項中「信書便（以下「郵便等」という。）入札」の次に「及び同条第4項の規定による公有財産売却システムによる入札」を加え、同条第4項に次のただし書を加える。

ただし、公有財産売却システムによる入札の場合はこの限りではない。

第154条第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、電子入札の場合は、公告で示した開札時刻経過後速やかに開札することとし、入札者の面前において開札することを要しない。

第154条第5項の次に次の1項を加える。

6 電子入札により入札をした者に対しては、電子情報処理組織を使用して通知するものとする。

第158条第4項中「書面で」の次に「、電子入札により入札した者にあつては電子情報処理組織を使用して、」を加える。

第158条の2第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子入札により入札した者に対しては、電子情報処理組織を使用して通知するものとする。

第158条の2中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、電子入札で同価格の入札をした入札参加者があった場合は、電子入札システムにより入札書を提出する際に入札者が選択した3桁の番号等を基に、電子入札システムにより落札者を定める。

第162条の2に次の1項を加える。

2 電子入札に係る指名をされた者が、その者の使用に係る電子計算機から入札金額その他必要な事項を入力して、指定の日時まで市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しない場合は、当該入札につき指名を辞退したものとみなす。

第195条第1項中「低い方の額」の次に「、公有財産売却システムを管理する事業者の保証にあつてはその保証する額」を加え、同項第10号中「社債券」の次に「その他の有価証券」を加え、同号を同項第11号とし、同項第9号の次に次の1号を加える。

(10) 公有財産売却システムを管理する事業者の保証

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の阿賀野市財務規則の規定は、令和6年9月1日から適用する。